

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	10-3
法令名	中小小売商業振興法	根拠条項	中小小売商業振興法第4条第3項	
許認可等	共同店舗等整備計画の認定			
(根拠規定)				
○中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号) (高度化事業計画の認定等)				
第4条				
3 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第四号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。				
一 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備 (以下この項及び第八項において「共同店舗等」という。) の設置の事業				
二 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備 (次号において「店舗等」という。) の設置の事業				
三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者ととも資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業				
イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社 (合併後存続する会社を含む。) の店舗等の設置の事業				
ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業				
四 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業				
○中小小売商業振興法施行令 (昭和48年政令第286号) (共同店舗等整備計画の認定の基準)				
第4条 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第一号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。				
一 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。				
二 当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。				
三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。				
四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。				
五 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。				
六 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。				
2 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第二号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備				

計画については、次のとおりとする。

- 一 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
  - 二 当該組合が中小小売商業者であること。
  - 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
  - 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - 五 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
  - 六 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第六号の経済産業省令で定める面積以上であること。
- 3 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第三号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第四号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
- 一 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
  - 二 出資により設立される会社又は法第四条第三項第四号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が十分の七以上であること。
  - 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
  - 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - 五 法第四条第三項第三号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
  - 六 法第四条第三項第三号ロに定める事業又は同項第四号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第三号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第四号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
  - 七 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第一項第六号の経済産業省令で定める面積以上であること。

#### ○中小小売商業振興法施行規則（昭和48年省令第100号）

（組合員の数等）

- 第9条 施行令第二条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（当該商店街整備計画に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人）とする。
- 2 施行令第二条第五号の経済産業省令で定める場合は、空き店舗等を活用する場合であつて次の各号に掲げる要件に該当すると認められるときとし、同号の経済産業省令で定める数は、五人とする。
- 一 当該空き店舗等が商店街振興組合等の地区に属するものであつて、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。
  - 二 当該商店街振興組合等が、前号の構想に従つて当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。
  - 三 前号の事業を行おうとする者が、第一号の構想に従つて事業を行うことを約していること。
- 3 施行令第三条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（次の表の上欄に掲げる特別の理由に該当すると認められるときは、同表の下欄に掲げる人数）とする。

特別の理由	組合員 又は所 属員数
一 東京都の特別区の存する区域又は人口十万人以上の市の区域内に設置され、組合員又は所属員の三分の二以上が当該区域内において既に事業を行つており、かつ、当該区域内において既に事業を行つていない区域の面積が、当該区域内の面積の三分の一以下であるとき。	五人
二 組合員又は所属員の三分の二以上が次に掲げる区域又は地域から店舗その他の施設を移転する場合 イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地 ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域 ハ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域	十人
三 当該団地が次のいずれかの区域又は地域に設置される場合 イ 沖縄県の区域 ロ 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に掲げる過疎地域 ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域として指定された地域	十人
四 法第四条第二項に規定する事業の実施期間中に災害、経済事情等の著しい変動により組合員又は所属員の数が二十人未満となった場合	十人
五 店舗を一の建物に集団して設置する場合であつて、組合員又は所属員の五分の四以上が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条に規定する小規模事業者であるとき	五人
六 当該団地が商店街の区域又はその隣接地に設置され、かつ、共同施設として広場が設置される場合	五人
七 空き店舗等を活用する場合であつて次の各号に掲げる要件に該当するとき イ 当該空き店舗等が商店街振興組合等の地区に属するものであつて、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。 ロ 当該商店街振興組合等が、イの構想に従つて当該空き店舗等を活用して行う店舗を一の団地に集団して設置する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。 ハ 前号の事業を行おうとする事業協同組合等が、イの構想に従つて事業を行うことを約していること。	五人
<p>4 施行令第四条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号の経済産業省令で定める数は、五人とする。</p> <p>5 施行令第四条第一項第六号の経済産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。</p> <p>6 施行令第八条第三号ハの経済産業省令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>(許認可等の基準)</p>	

○中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項から第3項及び第6項に  
関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条の規  
定に関する解釈について（平成12・3・6 企庁第2号） 【抜粋】

第1 法第4条第1項から第3項及び第6項の規定に基づく高度化事業計画の内容について

1. 法第4条第1項の規定に基づく商店街整備計画

商店街整備計画は、中小小売商業者等が協力して、次のような事業を実施することにより、小売機能の総合的整備、合理的かつ安全な商業街区の形成、アーケード、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等組員及び一般公衆の利便に供し、商店街の環境の改善を図るための非収益的な共同施設（以下「環境施設」という。）の整備等を実現し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買物の場を提供することを内容とする。

(1) 商店街改造事業

商店街を形成する中小小売商業者等が商店街の大部分の区域において店舗等を新設又は改造するとともに、必要に応じ当該中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が(2)に規定する事業を併せて実施し、魅力ある商業集積を形成する事業をいう。

(2) 共同施設事業

商店街を形成する中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が販売、購買、保管、運送、検査その他組員又は所属員（以下「組員等」という。）の事業を協同して行うための共同施設を設置する事業又は環境施設を設置する事業をいう。

第2 法第4条第1項、第2項及び第6項に規定する「設置する事業」並びに法第4条第3項に規定する「設置の事業」について

1. 「設置」には、新設のほか、既存の施設又は設備の取得（その立地及び建物の構造が振興指針の趣旨に照らして適切なものに限る。ただし、法第4条第3項及び第6項に規定する店舗又は共同店舗を取得する場合にあっては、既に当該建物を賃借している者がその買取りのみを目的としていると認められるものを除く。）並びに既存施設の改造（増築、改築又は屋根、柱、壁その他の主要構造物の改善）が含まれる。

2. 「設置する」並びに「設置の」とは、認定を受けた計画に基づき事業に着手するものをいう。ただし、防災その他の理由により緊急に事業に着手しなければならないと認められる場合であって、事業者よりあらかじめ当該事業に関する計画が提出されているものは、この限りでない。

第5 法第4条第3項各号に規定する「店舗」及び「共同店舗」について

完全に一つの小売店舗として機能するものであって、「店舗」とは、主として小売業等を営む事業者に係る場所であって、当該事業者が自ら当該「場所」を所有するもの（使用権を有する場合を含む。）をいい、「共同店舗」とは、複数の小売業を営む事業者のために整備され、統一的に運営される店舗であって、当該事業者以外の者（組合等）が所有するものをいう。

第8 政令第4条（共同店舗等整備計画の認定の基準）第1項第3号から第5号、同条第2項第3号から第6号及び同条第3項第3号から第7号について

1. 第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する「法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること」のうち、以下の事項については特に留意すべきものと解する。

(1) 当該計画に基づいて共同店舗等又は店舗等が設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。

(2) 共同店舗又は店舗と一体的に駐車場、倉庫等の附帯施設を整備することを計画の内容とする場合には、当該店舗の規模に対してこれら附帯施設が適正なものであること。

2. 第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号に規定する「法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。」とは以下に掲

げる内容をいう。

- (1) 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。  
ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該共同店舗等整備事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。
  - (2) 共同店舗等整備事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。
  - (3) 当該共同店舗等又は店舗等の設置に要する費用について参加者に求める負担額の算出の基準が各参加者に対して公平かつ適切であること。
  - (4) 資金の調達方法が組合若しくは組合員又は合併会社等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。
3. 第2項第5号、第3項第5号及び第3項第6号に規定する「主として小売業に属する事業の用に供される」とは、設置される施設（階段等の共用部分及び環境施設を除く。）の全体の床面積のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積の占める割合が2分の1以上であるものをいう。
4. 第1項第6号、第2項第6号及び第3項第7号に規定する「当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が通商産業省令で定める面積以上であること。」とは、小売業を営む者が顧客に対して物品を販売するために使用する部分の面積（売場間の通路を含む。）が通商産業省令で定める面積以上であることをいう。

(その他)